

平成27年12月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成27年(レ)第35号 不当利得金返還等請求控訴事件

(原審・都城簡易裁判所平成26年(ハ)第209号(以下「本訴」という。),平成27年(ハ)第25号(以下「反訴」という。))

口頭弁論終結日 平成27年10月15日

判 決

東京都千代田区麴町五丁目2番地1

控 訴 人	株式会社オリエントコーポレーション
同代表者代表取締役	齋 藤 雅 之
同訴訟代理人弁護士	
同訴訟復代理人弁護士	

被 控 訴 人	
同訴訟代理人弁護士	竹 内 大 樹
主 文	

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、45万0277円及びうち44万4625円に対する平成26年8月27日から支払済みまで年18%の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 本件事案の概要

(1) 本件は、

ア 本訴

貸金業者である控訴人との間で、平成7年5月8日以降、継続的に借入れ及び返済を繰り返していた被控訴人が、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、控訴人は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、平成26年7月28日時点の過払金元金19万1618円及び同日までの民法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）1969円の合計19万3587円並びに過払金元金に対する同月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求め、

イ 反訴

控訴人が、被控訴人に対し、上記過払金発生の根拠となる取引のうち平成21年7月17日以降の取引による貸付金残元金44万4625円及び平成26年8月26日までの確定利息金5652円並びに貸付金残元金に対する同月27日から支払済みまで年18%の割合による遅延損害金の支払を求める

事案である。

- (2) 原判決は、控訴人と被控訴人の間の取引は一連一体の取引であると認め、同取引のうち平成7年5月8日から平成14年2月27日までの取引により発生した過払金返還請求権に係る控訴人の消滅時効の主張を排斥して、被控訴人の本訴請求を全部認容し、控訴人の反訴請求を棄却したところ、控訴人が同判決を不服として、本件控訴を提起した。

2 前提事実（末尾に証拠等を掲げた事実以外は当事者間に争いがない。）

- (1) 控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下「旧貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である（弁論の全趣旨）。
- (2) 被控訴人は、控訴人との間で、平成7年5月8日から平成26年7月28日までの間、別紙「計算書」の「取引日」欄記載の日に、同「借入額」欄記載の金額の金員を借り入れ、又は、同「返済額」欄記載の金額の金員を弁済することによって、継続的な取引を行った（甲1，2。以下「本件各取引」という。また、本件各取引のうち、平成7年5月8日から平成14年2月27日までの取引を「第1取引」、平成21年7月17日から平成26年7月28日までの取引を「第2取引」という。）。
- (3) 控訴人は、過払金が生ずることにつき、悪意の受益者（民法704条）である。
- (4) 控訴人は、被控訴人に対し、平成27年3月5日の原審第1回弁論準備手続期日において、第1取引と第2取引は別個の取引であることを前提に、第1取引により発生した過払金返還請求権について、消滅時効を援用するとの意思表示をした（当裁判所に顕著な事実）。

3 本件の争点

- (1) 本件各取引の一連一体性（争点1）
- (2) 消滅時効の成否（争点2）

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件各取引の一連一体性（争点1）について
（被控訴人の主張）

ア 第1取引と第2取引は、同一の基本契約に基づく一連の取引であって、両取引の分断を認める余地はない。また、以下のとおり、第2取引を開始するに当たって、新たな基本契約を締結したといえるような特段の事情も

認められない。

(ア) 被控訴人は、第1取引の借入金を平成14年2月27日に完済した後も必要があれば、控訴人から借入れをしようと思い、第1取引で使用していたキャッシュカードを保管していた。そして、平成21年7月17日（第2取引開始時）には、当該キャッシュカードを使用して借入れをした。

(イ) 控訴人においても、平成14年2月27日の完済後、被控訴人に対し、キャッシュカード等の返還を求めたことはなかった。また、控訴人は被控訴人に対し、平成21年頃、再度の借入れの打診をしている。

(ウ) 控訴人において、本件各取引は、第1取引及び第2取引を通じて、同一の顧客番号で管理しており、返済口座も同一である。

イ したがって、第1取引と第2取引は一連計算されるべきである。

（控訴人の主張）

ア 被控訴人は、本件各取引を一連一体としているが、失当である。本件では、本件各取引の基本契約は同一であるものの、被控訴人が、平成14年2月27日に第1取引について約定の残債務を完済した時点で、一旦、取引は終了している。そして、完済後、第2取引開始まで、約7年4か月もの長期間を要している。また、第1取引と第2取引では、約定利率が異なるなど、その取引態様が大きく異なっている。

このような状況において、被控訴人が、第1取引終了後、直ちに控訴人との間で取引を再開する意思があったとは到底いえず、第1取引によって生じた過払金を第2取引によって生じた債務に充当する旨の過払金充当合意の存在は認められない。

イ 以上より、第1取引と第2取引は別個のものである。

(2) 消滅時効の成否（争点2）について

（控訴人の主張）

上記(1) (控訴人の主張) のとおり、第1取引と第2取引とは別個のものであるところ、第1取引により発生した過払金は、既に、第1取引終了から10年以上経過していることから、時効により消滅し、第2取引については、被控訴人が支払うべき債務 (反訴請求債権) が残っている。

(被控訴人の主張)

上記(1) (被控訴人の主張) のとおり、第1取引と第2取引は一連計算されるべきであるところ、第1取引により発生した過払金は、第2取引での借入金に充当される関係にあるから、同過払金返還請求権が時効消滅することはない、反訴請求債権は存在しない。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記前提事実、証拠 (甲1, 2, 乙4ないし6) 及び弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実が認められる。

(1) 基本契約の締結

本件各取引を開始するに際し、控訴人は、平成7年4月末若しくは同年5月初旬に、被控訴人との間で、被控訴人を会員とするローンカード会員契約 (以下「本件基本契約」という。) を締結し、被控訴人に対し、「アメニティ」という名称のローンカード (以下「本件カード」という。) を交付した。本件基本契約には、控訴人と被控訴人との間の金銭消費貸借に関し、以下の内容が含まれていた。

(以上、乙4, 弁論の全趣旨)

ア 利率

実質年率25.0% (なお、括弧書きで、「ただし、利率は金融情勢により変更する場合があります。」との記載がある。)

イ 遅延損害金

年29.2%

ウ 借入方法

会員は、次の方法により、融資限度額の範囲内であれば1万円単位で繰り返し控訴人から金員の追加借入れをすることができる。

- (ア) 被控訴人が、控訴人の窓口にて本件カードを提示し、借入れの申込みを行い、被控訴人の署名などにより本人確認ができたとき
- (イ) 被控訴人が、控訴人に対し、電話で借入れの申込みを行い、暗証番号により本人確認ができたとき
- (ウ) 被控訴人が、控訴人指定の現金自動貸付機にて、本件カードと暗証番号により所定の手順を行ったとき
- (エ) その他、控訴人が認めた方法

エ 返済方法

翌月一括返済又は分割返済のいずれかを借入れの時に選択できる。返済金額は、返済元金と利息を合計した金額とし、毎月27日に自動振替の方法で行う。

オ 利息計算方法

前月27日返済後残額に対して、前月28日より当月27日までを1か月として計算する。

(2) 本件各取引について

控訴人と被控訴人は、本件基本契約に基づき、平成7年5月8日より本件各取引を開始した。被控訴人は、本件各取引の借入れを、全て本件カードを用いて行い、返済をすべて同一の口座から行っていた。なお第2取引開始に当たり、利率が年16%に変更されている。

(以上、争いのない事実)

2 争点1について

- (1) 本件基本契約に関する上記1(1)ウないしオのような内容を踏まえると、本件基本契約に基づく債務の弁済は、各貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、本件基本契約に基づく借入



金の全体に対して行われるものと解されるのであり、充当の対象となるのはこのような全体としての借入金債務であると解することができる。そうすると、本件基本契約は、同契約に基づく各借入金債務に対する各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、上記過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでもその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である。

(2) 第1取引と第2取引を合わせた本件各取引が本件基本契約に基づくものであることは、当事者間に争いがない(上記1(2))のであるから、本件基本契約に基づく過払金充当合意(以下「本件過払金充当合意」という。)は、基本的には、第1取引のみならず第2取引にも及んでいるものと解される。したがって、第2取引について、本件過払金充当合意が及ばない旨の別段の合意が存するなど、特段の事情がない限り、本件各取引を通算して、過払金の充当計算を行うべきである。

(3) そこで検討するに、控訴人は、第1取引と第2取引の中断期間が約7年4か月に及ぶことに加え、第1取引と第2取引ではその取引態様が大きく異なっているとして、本件過払金充当合意は、第2取引には及ばない旨主張する。

しかしながら、中断前の第1取引の期間も約6年9か月に及んでいたことに加え、第2取引を開始するに際し、再度被控訴人の信用状況について調査し直したような事情は認められず、むしろ第1取引で使用されていた本件カードがそのまま第2取引においても使用されている上、第1取引の取引口座と第2取引のそれが同一であるなど、両取引の間で一定の継続性が認められることも踏まえると、中断期間が相当程度に及んでいるからといって、本件過払金充当合意と異なる別段の合意が存したと認めることはできない。また、上記1(2)記載のとおり、第1取引と第2取引では利率が年25%から年16%に変わっているものの、その理由としては、その間の過払金に関する法

整備や判例の動向から変更されたものと考えられ、被控訴人の信用状況について調査し直した結果であるなどの事情も認められない（上記1(1)ア記載のとおり、金融情勢により利率が変化し得ることは、本件各取引開始当初から予定されている。）。

以上によれば、取引の分断に関する控訴人の主張は採用できず、また、本件全証拠を検討しても、他に本件過払金充当合意が第2取引に及ばない旨の別段の合意が存したなどの特段の事情は見出し難いことから、本件各取引は一連一体のものとして一連計算すべきである。

3 争点2について

上記2のとおり、本件各取引は一連一体のものとして一連計算すべきであるところ、第1取引により発生した過払金は、第2取引での借入金に当然に充当されることから、同過払金につき消滅時効が完成したとは認められない。

4 小括

前記前提事実並びに上記1ないし3を前提に、本件訴訟における当事者の主張内容も勘案し、本件各取引を利息制限法1条1項所定の制限利率に引き直して計算をすると、別紙「計算書」記載のとおり、過払金は19万3368円、平成26年7月28日時点での法定利息は1993円となり（なお、被控訴人の請求は、前記第2の1(1)ア記載のとおり、この過払金元金及び法定利息の範囲にとどまる。）、控訴人が反訴で主張する第2取引に基づく貸金返還請求権は、本件各取引の一連計算に基づく過払金充当により消滅している。

第4 結論

よって、被控訴人の本訴請求は理由があるからこれを認容すべきであり、控訴人の反訴請求は理由がないからこれを棄却すべきであるところ、これらと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

宮崎地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 藤 田 光 代

裁判官 安 部 利 幸

裁判官 伊 藤 達 也



(別 紙) 計 算 書

H26. 07. 28

現在

No	取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元 金 返済額	未清算 利 息	残元金	過払金の 利息(5%)	過払利息 元本充当額
1	H07. 05. 08	200,000		0	18.000%	0			200,000	0	0
2	H07. 06. 27		10,000	50	18.000%	4,931	5,069	0	194,931	0	0
3	H07. 07. 27		10,000	30	18.000%	2,883	7,117	0	187,814	0	0
4	H07. 09. 12		10,327	47	18.000%	4,353	5,974	0	181,840	0	0
5	H07. 09. 27		10,000	15	18.000%	1,345	8,655	0	173,185	0	0
6	H07. 11. 13		10,336	47	18.000%	4,014	6,322	0	166,863	0	0
7	H07. 11. 27		10,000	14	18.000%	1,152	8,848	0	158,015	0	0
8	H07. 12. 27		10,000	30	18.000%	2,337	7,663	0	150,352	0	0
9	H08. 01. 29		10,000	33	18.000%	2,440	7,560	0	142,792	0	0
10	H08. 02. 27		10,000	29	18.000%	2,036	7,964	0	134,828	0	0
11	H08. 03. 22	50,000		24	18.000%	1,591	0	1,591	184,828	0	0
12	H08. 03. 27		10,000	5	18.000%	454	7,955	0	176,873	0	0
13	H08. 03. 29	200,000		2	18.000%	173	0	173	376,873	0	0
14	H08. 04. 30		20,000	32	18.000%	5,931	13,896	0	362,977	0	0
15	H08. 05. 27		20,000	27	18.000%	4,819	15,181	0	347,796	0	0
16	H08. 06. 26	100,000		30	18.000%	5,131	0	5,131	447,796	0	0
17	H08. 06. 27		20,000	1	18.000%	220	14,649	0	433,147	0	0
18	H08. 07. 29		122,219	32	18.000%	6,816	115,403	0	317,744	0	0
19	H08. 08. 28		20,000	30	18.000%	4,688	15,312	0	302,432	0	0
20	H08. 09. 27	100,000		30	18.000%	4,462	0	4,462	402,432	0	0
21	H08. 10. 01		20,000	4	18.000%	791	14,747	0	387,685	0	0
22	H08. 10. 18	70,000		17	18.000%	3,241	0	3,241	457,685	0	0
23	H08. 10. 30		122,151	12	18.000%	2,701	116,209	0	341,476	0	0
24	H08. 11. 07	120,000		8	18.000%	1,343	0	1,343	461,476	0	0
25	H08. 11. 28		91,937	21	18.000%	4,766	85,828	0	375,648	0	0
26	H08. 12. 05	70,000		7	18.000%	1,293	0	1,293	445,648	0	0
27	H08. 12. 27		20,000	22	18.000%	4,821	13,886	0	431,762	0	0
28	H09. 01. 27		20,000	31	18.000%	6,598	13,402	0	418,360	0	0
29	H09. 02. 27		20,000	31	18.000%	6,395	13,605	0	404,755	0	0
30	H09. 03. 27		20,000	28	18.000%	5,588	14,412	0	390,343	0	0
31	H09. 04. 10	50,000		14	18.000%	2,694	0	2,694	440,343	0	0
32	H09. 04. 28		20,000	18	18.000%	3,908	13,398	0	426,945	0	0
33	H09. 05. 27		20,000	29	18.000%	6,105	13,895	0	413,050	0	0
34	H09. 06. 27		20,000	31	18.000%	6,314	13,686	0	399,364	0	0
35	H09. 07. 28		20,000	31	18.000%	6,105	13,895	0	385,469	0	0
36	H09. 08. 27		20,000	30	18.000%	5,702	14,298	0	371,171	0	0
37	H09. 09. 29		20,000	33	18.000%	6,040	13,960	0	357,211	0	0
38	H09. 10. 27		20,000	28	18.000%	4,932	15,068	0	342,143	0	0
39	H09. 11. 27		20,000	31	18.000%	5,230	14,770	0	327,373	0	0
40	H09. 12. 29		20,000	32	18.000%	5,166	14,834	0	312,539	0	0
41	H10. 01. 27		20,000	29	18.000%	4,469	15,531	0	297,008	0	0
42	H10. 02. 27		20,000	31	18.000%	4,540	15,460	0	281,548	0	0
43	H10. 03. 27		20,000	28	18.000%	3,887	16,113	0	265,435	0	0
44	H10. 04. 27		20,000	31	18.000%	4,057	15,943	0	249,492	0	0
45	H10. 05. 27		20,000	30	18.000%	3,691	16,309	0	233,183	0	0
46	H10. 06. 29		20,000	33	18.000%	3,794	16,206	0	216,977	0	0
47	H10. 07. 27		20,000	28	18.000%	2,996	17,004	0	199,973	0	0
48	H10. 08. 27		20,000	31	18.000%	3,057	16,943	0	183,030	0	0
49	H10. 09. 28		20,000	32	18.000%	2,888	17,112	0	165,918	0	0
50	H10. 10. 27		20,000	29	18.000%	2,372	17,628	0	148,290	0	0
51	H10. 11. 27		20,000	31	18.000%	2,267	17,733	0	130,557	0	0
52	H10. 12. 28		20,000	31	18.000%	1,995	18,005	0	112,552	0	0
53	H11. 01. 27		20,000	30	18.000%	1,665	18,335	0	94,217	0	0
54	H11. 03. 01		20,000	33	18.000%	1,533	18,467	0	75,750	0	0
55	H11. 03. 29		20,000	28	18.000%	1,045	18,955	0	56,795	0	0
56	H11. 04. 12	100,000		14	18.000%	392	0	392	156,795	0	0
57	H11. 04. 12	130,000		0	18.000%	0	0	392	286,795	0	0
58	H11. 04. 27		20,000	15	18.000%	2,121	17,487	0	269,308	0	0
59	H11. 05. 27		20,000	30	18.000%	3,984	16,016	0	253,292	0	0
60	H11. 06. 28		20,000	32	18.000%	3,997	16,003	0	237,289	0	0

(別 紙) 計 算 書

H26.07.28

現在

No	取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元 金 返済額	未清算 利 息	残元金	過払金の 利息(5%)	過払利息 元本充当額
61	H11.07.27		20,000	29	18.000%	3,393	16,607	0	220,682	0	0
62	H11.08.27		20,000	31	18.000%	3,373	16,627	0	204,055	0	0
63	H11.09.27		20,000	31	18.000%	3,119	16,881	0	187,174	0	0
64	H11.10.07	90,000		10	18.000%	923	0	923	277,174	0	0
65	H11.10.27		20,000	20	18.000%	2,733	16,344	0	260,830	0	0
66	H11.11.29		20,000	33	18.000%	4,244	15,756	0	245,074	0	0
67	H11.12.27		20,000	28	18.000%	3,384	16,616	0	228,458	0	0
68	H12.01.27		20,000	31	18.000%	3,484	16,516	0	211,942	0	0
69	H12.02.28		20,000	32	18.000%	3,335	16,665	0	195,277	0	0
70	H12.03.27		20,000	28	18.000%	2,689	17,311	0	177,966	0	0
71	H12.04.27		20,000	31	18.000%	2,713	17,287	0	160,679	0	0
72	H12.05.29		20,000	32	18.000%	2,528	17,472	0	143,207	0	0
73	H12.06.27		20,000	29	18.000%	2,042	17,958	0	125,249	0	0
74	H12.07.27		20,000	30	18.000%	1,847	18,153	0	107,096	0	0
75	H12.08.28		20,000	32	18.000%	1,685	18,315	0	88,781	0	0
76	H12.09.27		20,000	30	18.000%	1,309	18,691	0	70,090	0	0
77	H12.10.27		20,000	30	18.000%	1,034	18,966	0	51,124	0	0
78	H12.11.27		20,000	31	18.000%	779	19,221	0	31,903	0	0
79	H12.12.27		20,000	30	18.000%	470	19,530	0	12,373	0	0
80	H13.01.29		20,000	33	18.000%	201	19,799	0	-7,426	0	0
81	H13.02.27		20,000	29	0.000%	0	20,000	0	-27,426	29	0
82	H13.03.27		20,000	28	0.000%	0	20,000	0	-47,426	105	0
83	H13.04.27		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-67,426	201	0
84	H13.05.28		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-87,426	286	0
85	H13.06.27		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-107,426	359	0
86	H13.08.13		20,163	47	0.000%	0	20,163	0	-127,589	691	0
87	H13.08.27		20,000	14	0.000%	0	20,000	0	-147,589	244	0
88	H13.09.27		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-167,589	626	0
89	H13.10.29		20,000	32	0.000%	0	20,000	0	-187,589	734	0
90	H13.11.27		20,000	29	0.000%	0	20,000	0	-207,589	745	0
91	H13.12.27		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-227,589	853	0
92	H14.01.28		20,000	32	0.000%	0	20,000	0	-247,589	997	0
93	H14.02.27		12,068	30	0.000%	0	12,068	0	-259,657	1,017	0
94	H21.07.17	40,000		2697	0.000%	0	0	0	-259,657	95,859	40,000
95	H21.07.21	60,000		4	0.000%	0	0	0	-259,657	142	60,000
96	H21.07.28	120,000		7	0.000%	0	0	0	-142,793	248	3,136
97	H21.08.04	30,000		7	0.000%	0	0	0	-112,929	136	136
98	H21.08.27	20,000		23	0.000%	0	0	0	-93,284	355	355
99	H21.09.14		20,180	18	0.000%	0	20,180	0	-113,464	230	0
100	H21.09.19	50,000		5	0.000%	0	0	0	-63,771	77	307
101	H21.09.28		20,000	9	0.000%	0	20,000	0	-83,771	78	0
102	H21.10.15	50,000		17	0.000%	0	0	0	-34,044	195	273
103	H21.10.19	160,000		4	0.000%	0	0	0	125,938	18	18
104	H21.11.12		20,153	24	16.000%	1,324	18,829	0	107,109	0	0
105	H21.11.27		20,000	15	16.000%	704	19,296	0	87,813	0	0
106	H21.12.08	30,000		11	16.000%	423	0	423	117,813	0	0
107	H21.12.28		20,000	20	16.000%	1,032	18,545	0	99,268	0	0
108	H22.01.27		20,000	30	16.000%	1,305	18,695	0	80,573	0	0
109	H22.03.12		20,089	44	16.000%	1,554	18,535	0	62,038	0	0
110	H22.03.29		20,000	17	16.000%	462	19,538	0	42,500	0	0
111	H22.04.27		20,000	29	16.000%	540	19,460	0	23,040	0	0
112	H22.05.27		20,000	30	16.000%	302	19,698	0	3,342	0	0
113	H22.06.07	30,000		11	16.000%	16	0	16	33,342	0	0
114	H22.06.09	30,000		2	16.000%	29	0	45	63,342	0	0
115	H22.06.19	20,000		10	16.000%	277	0	322	83,342	0	0
116	H22.06.28		20,000	9	16.000%	328	19,350	0	63,992	0	0
117	H22.07.05	10,000		7	16.000%	196	0	196	73,992	0	0
118	H22.07.27		20,000	22	16.000%	713	19,091	0	54,901	0	0
119	H22.08.27		20,000	31	16.000%	746	19,254	0	35,647	0	0
120	H22.09.27		20,000	31	16.000%	484	19,516	0	16,131	0	0

(別 紙) 計 算 書

H26. 07. 28 現在

No	取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元 金 返済額	未清算 利 息	残元金	過払金の 利息(5%)	過払利息 元本充当額
121	H22. 10. 27		20,000	30	16.000%	212	19,788	0	-3,657	0	0
122	H22. 11. 29		20,000	33	0.000%	0	20,000	0	-23,657	16	0
123	H22. 12. 27		20,000	28	0.000%	0	20,000	0	-43,657	90	0
124	H23. 01. 27		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-63,657	185	0
125	H23. 02. 28		20,000	32	0.000%	0	20,000	0	-83,657	279	0
126	H23. 03. 28		20,000	28	0.000%	0	20,000	0	-103,657	320	0
127	H23. 04. 27		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-123,657	425	0
128	H23. 05. 27		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-143,657	508	0
129	H23. 06. 27		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-163,657	610	0
130	H23. 07. 27		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-183,657	672	0
131	H23. 08. 29		20,000	33	0.000%	0	20,000	0	-203,657	830	0
132	H23. 09. 27		20,000	29	0.000%	0	20,000	0	-223,657	809	0
133	H23. 10. 27		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-243,657	919	0
134	H23. 11. 28		20,000	32	0.000%	0	20,000	0	-263,657	1,068	0
135	H23. 12. 27		20,000	29	0.000%	0	20,000	0	-283,657	1,047	0
136	H24. 01. 27		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-303,657	1,201	0
137	H24. 02. 27		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-323,657	1,285	0
138	H24. 03. 27		20,000	29	0.000%	0	20,000	0	-343,657	1,282	0
139	H24. 04. 27		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-363,657	1,455	0
140	H24. 05. 28		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-383,657	1,540	0
141	H24. 06. 27		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-403,657	1,572	0
142	H24. 07. 27		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-423,657	1,654	0
143	H24. 08. 27		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-443,657	1,794	0
144	H24. 09. 27		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-463,657	1,878	0
145	H24. 10. 29		20,000	32	0.000%	0	20,000	0	-483,657	2,026	0
146	H24. 11. 27		20,000	29	0.000%	0	20,000	0	-503,657	1,916	0
147	H24. 12. 27		19,082	30	0.000%	0	19,082	0	-522,739	2,064	0
148	H25. 06. 13	70,000		168	0.000%	0	0	0	-492,213	12,029	39,474
149	H25. 07. 17	40,000		34	0.000%	0	0	0	-454,505	2,292	2,292
150	H25. 07. 29		20,000	12	0.000%	0	20,000	0	-474,505	747	0
151	H25. 07. 30	60,000		1	0.000%	0	0	0	-415,317	65	812
152	H25. 08. 27		20,000	28	0.000%	0	20,000	0	-435,317	1,592	0
153	H25. 09. 09	60,000		13	0.000%	0	0	0	-377,684	775	2,367
154	H25. 09. 16	60,000		7	0.000%	0	0	0	-318,046	362	362
155	H25. 09. 20	40,000		4	0.000%	0	0	0	-278,220	174	174
156	H25. 09. 27		20,000	7	0.000%	0	20,000	0	-298,220	266	0
157	H25. 10. 04	70,000		7	0.000%	0	0	0	-228,771	285	551
158	H25. 10. 04	30,000		0	0.000%	0	0	0	-198,771	0	0
159	H25. 10. 21	50,000		17	0.000%	0	0	0	-149,233	462	462
160	H25. 10. 28		20,000	7	0.000%	0	20,000	0	-169,233	143	0
161	H25. 11. 27		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-189,233	695	0
162	H25. 12. 27		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-209,233	777	0
163	H26. 01. 27		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-229,233	888	0
164	H26. 02. 04	30,000		8	0.000%	0	0	0	-201,987	251	2,754
165	H26. 02. 10	90,000		6	0.000%	0	0	0	-112,153	166	166
166	H26. 02. 26	10,000		16	0.000%	0	0	0	-102,398	245	245
167	H26. 02. 27		20,000	1	0.000%	0	20,000	0	-122,398	14	0
168	H26. 03. 25	10,000		26	0.000%	0	0	0	-112,847	435	449
169	H26. 03. 27		20,000	2	0.000%	0	20,000	0	-132,847	30	0
170	H26. 04. 23	20,000		27	0.000%	0	0	0	-113,368	491	521
171	H26. 04. 28		20,000	5	0.000%	0	20,000	0	-133,368	77	0
172	H26. 05. 27		20,000	29	0.000%	0	20,000	0	-153,368	529	0
173	H26. 06. 27		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-173,368	651	0
174	H26. 07. 28		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-193,368	736	0
*	H26. 07. 28			0		0	0		-193,368	0	0
*									過払元本	未充当利息	元利合計
*	合 計	2,570,000	2,868,705						-193,368	1,993	195,361

これは正本である。

平成 27 年 12 月 18 日

宮崎地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 竹 島 雅

